

Joe's ビジネスセンター利用規約

株式会社 Joe's ウェブホスティング

2007年9月15日

第1条（利用規約の適用）株式会社 Joe's ウェブホスティング（以下「弊社」といいます）は、Joe's ビジネスセンター利用規約（以下「利用規約」といいます）を定め、これによりバーチャルオフィスを提供します。

第2条（契約約款の変更）弊社は、契約者の承諾を得ることなしに、この利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

第3条（サービスの内容） 1. 弊社が提供するサービスは、バーチャルオフィス（電話転送、住所表記、郵便物管理、接客対応、FAX転送、商談スペース、会社登記）とそれに関連したサービスです。

2. 関連したサービスの内容および料金等については別紙に定めることとします。

第4条（契約の利用期間）弊社の提供するバーチャルオフィスの利用に関する契約は、契約者が弊社に対し、弊社の指定する方法をもって途中解約の旨を通知しない限り、自動で継続するものとします。

第5条（利用契約の単位）バーチャルオフィスの利用契約の単位は1ヶ月単位とします。

第6条（利用申込）バーチャルオフィスの利用申込は、弊社が別に定める申込書に必要事項を記載して弊社に提出していただきます。

第7条（利用契約の成立） 1. バーチャルオフィスの契約は、本規約を承認の上、弊社への申込に対して、弊社がこれを承諾し、入金を確認したときに成立します。

2. バーチャルオフィスの契約は、申込に対して弊社が指定した証明書（法人の場合登記簿、個人の場合運転免許書等）を提出していただきます。

3. 弊社は、契約が成立したときは、会員番号をすみやかに契約者に発行します。

4. 20歳未満の方は、申込にあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は契約者の義務につき連帯して保証するものとします。

第8条（申込の拒絶）弊社は、次のいずれかに該当する場合には、バーチャルオフィスの申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

1. 申込書に虚偽の事実の記載があった場合

2. 申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合

3. 弊社の業務の遂行上または技術上に著しく困難がある場合

第9条（契約者の氏名等の変更）契約者は、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号等に変更があったときは、速やかに当該変更を記載した書類を弊社へ提出していただきます。

第10条（通信利用の制限） 1. 弊社は天災事変その他の非常事態が発生、また発生する恐れのある時は、公共の利益のために、非常時における緊急を要する通信を最優先に取り扱うため、バーチャルオフィスの提供を制限、または中止することがあります。

2. 弊社は、都合によりバーチャルオフィスを廃止することがあります。

3. 弊社は、夏期休暇及び年末年始休暇をいただいております。

第11条（サービスの中止）弊社は、次のいずれかに該当する場合、バーチャルオフィスの提供を中止することがあります。

1. 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

2. 弊社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき

3. 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、バーチャルオフィスの提供を行なうことが困難になったとき

第12条（契約の更新）契約は、1ヶ月ごとの更新となります。弊社で契約の継続を希望する場合、翌月の請求書をお渡しします。契約者が利用料金を支払うことによって、双方の合意に達したみなされ、契約の更新が成立します。

第13条（30日返金） 1. 契約者がバーチャルオフィスを1ヶ月間（30日間）利用して、商品およびサービスに欠陥・不具合・契約不履行などの不満がある場合は契約者は契約を解約することができます。その場合、月額利用料金は契約者に返金されます。これを30日返金と定めます。

2. 30日返金の受付有効期限は利用開始日から30日以内とします。

第14条（料金等）具体的な料金については、別紙に定めることとします。

- 第15条（契約者の支払い義務） 1. 契約者は、弊社に対し、バーチャルオフィスの利用に係る第16条（料金等）に規定した料金を弊社が指定する方法で支払うものとします。
2. 料金の支払い義務は、利用契約が成立し、サービスが開始された日より発生します。
 3. ただし転送された電話のご利用代金は後日 NTT より請求があった時点で請求させていただきます。
- 第16条（料金の支払方法） 1. バーチャルオフィスの料金等は弊社が定める支払方法に基づき、契約者宛てに請求書の PDF ファイルをメールで送ります。
2. 契約者は、初回は弊社銀行口座への振込みで、2回目以降はご自身の銀行口座からの引落しによって利用料金を支払うものとします。引落しの申込用紙そのほかは、サービス開始と同時に PDF ファイルでお渡しします。
- 第17条（支払方法の変更） 契約者は、料金の支払方法について次の変更を希望する場合は、速やかに当該変更を記載した書類を弊社へ提出していただきます。
- 第18条（割増金） 契約者は、バーチャルオフィスの料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、弊社が指定する期日までに支払うものとします。
- 第19条（遅延損害金） 契約者は、バーチャルオフィスの料金等または割増金の支払いについて、支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利 14.5 % の額を、遅延損害金として弊社が指定する期日までに支払うものとします。
- 第20条（消費税） 契約者が、弊社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額（消費税法、昭和63年法律第108号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。
- 第21条（損害賠償の限度） 1. 弊社は、第一種電気通信事業者の責に帰すべき事由により、バーチャルオフィスの提供ができなかった場合、弊社がその第一種電気通信事業者から受領する損害賠償額を、サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償額の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。
2. ハード障害またはプログラムの不具合などにより、本サービスが停止または動作不良を起こした場合は、サービス期間の終了期日を停止期間と同等期間分延長することによりその補償とし、金銭などによる補償は行なわないものとします。
- 第22条（免責） 1. 弊社は、第21条（損害賠償の限度）の場合を除き、契約者がバーチャルオフィスの利用に関して被った損害については、法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。
2. 契約者間または契約者の個々の紛争について弊社は一切関知いたしません。
 3. 弊社は、天災、テロなどの不慮の事故によるサービスの停止についていかなる責任も負わないものとします。
- 第23条（契約者に対するサポート） 1. 本サービスにおける契約者ご自身のご利用になれる通信機器、通信ソフト等の一切のサポートは、有償無償を問わず行わないものとします。
2. 郵便物（書類等）は弊社に到着してから1ヶ月間保管しております。宅配便（荷物等）は弊社に到着してから1週間保管しております。上記以上の日数が経過しますと廃棄する場合があります。尚、郵便物（書類等）も弊社 MAIL BOX に入りきらない場合は宅配便（荷物等）と同等の扱いとなります。
- 第24条（個人情報等の取扱） 1. 弊社は電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）および個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令を遵守し、お客様とその関係者の皆様その他の者の個人情報その他の情報を取得したときは、これらを適正に取り扱うものとします。但し、契約のお申込やその後のお届出によってご申告いただいた情報に第三者の情報が含まれる場合、自己の責任において、当該第三者から本規約に基づく取扱に関する事前の同意を得ておられるものとします。
2. 弊社は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意（本規約によって同意される場合を含みます。）を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとします。
 3. 弊社は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
- 第25条（契約者の義務） 契約者は、弊社より付与された会員番号及びパスワード管理、使用について責任を持つものとし、弊社に損害を与えることはないものとします。

弊社と契約者との間で訴訟が生じた場合、弊社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

この契約約款は、平成19年9月15日から実施します。